

池大給協公告第1号

池田町大野町学校給食センター調理・配送等業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月1日

池田町大野町学校給食センター協議会
会長 竹中 誉

1 業務の概要

- (1) 業務名 池田町大野町学校給食センター調理・配送等業務委託
- (2) 業務場所 池田町大野町学校給食センター
揖斐郡池田町粕ヶ原2031番地の1
- (3) 履行期間 令和8年8月1日から令和13年7月31日まで
ただし、契約締結の日から令和8年7月31日までの間は、習熟訓練等の準備期間とする。
- (4) 業務内容 別紙「池田町大野町学校給食センター調理・配送等業務委託仕様書」のとおり

2 参加資格

参加事業者は、次のアからコまでの要件を全て満たしていることとします。

- ア 法人格を有し、本委託を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ これまで、大規模な学校給食調理施設（共同調理場）での受託実績を複数年以上有し、かつ現在も該当する施設での調理等業務を行っている者。
- ウ 参加事業者は、東海三県（岐阜県、愛知県、三重県）に本社、支社、支店、営業所又は事業所のいずれかを有していること。
- エ 過去3年以内に本社・支社・支店又は営業所等を含め、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業の停止処分を受けていない者。
- オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4の規定に該当しない者。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。
- キ 公告日において、国税及び地方税を滞納していない者。
- ク 公告日において、池田町・大野町から指名停止を受けている期間中でない者。
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていない者。また、池田町・大野町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく資格停止処分を受けていない者。
- コ 製造物責任法（平成6年法律第85号）に規定する損額賠償責任を履行するため、生

産物賠償責任保険に加入している者。

3 手続き等

池田町大野町学校給食センター調理・配送等業務委託のプロポーザルに参加しようとするものは、実施要領、各種様式及び仕様書等を、池田町・大野町のホームページより適宜ダウンロードすること。また、プロポーザルのスケジュールについては以下のとおりとするが、詳細については、要領等を参照すること。

□プロポーザルのスケジュール

プロポーザル実施告示	令和8年4月1日(水)
実施要領等に関する質疑の受付	令和8年4月2日(木)～9日(木)
実施要領等に関する質疑の回答	令和8年4月22日(水)午後5時
現地見学会	令和8年4月20日(月)～22日(水) 午前9時から午後2時 ※上記日時のうち協議会が指定する日時 希望者は、令和8年4月9日(木)までに、現地見学参加申込書(※別記1)を提出してください。
参加表明書(兼参加資格審査申請書、提案書類)の受付	令和8年4月23日(木)～28日(火) ※28日は午後4時を期限厳守とします。
第一次審査(書類審査)	令和8年5月中旬予定 参加事業者が3社以上の場合に実施。 (3社未満の場合はこの限りではない。その場合、事業者へ通知する。)
第一次審査結果通知	令和8年5月下旬予定
第二次審査、プレゼンテーション	令和8年6月上旬予定
第二次審査結果通知・公表	令和8年6月中旬予定
受注事業者の決定	令和8年6月中旬予定
契約の締結	令和8年7月上旬予定
業務開始準備	契約の締結から令和8年7月31日
業務履行期間	令和8年8月1日から 令和13年7月31日まで

4 参加に関する留意事項

ア 参加事業者は、提案書の提出をもって実施要領等の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とします。

ウ 参加に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定め

るものとし、通貨単位は円とします。

エ 参加事業者から実施要領に基づいて提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、採用した提案書類等の著作権は、協議会に帰属するものとします。

オ 提出された書類については、変更できないものとし、如何なる理由にかかわらず返却いたしません。

カ 協議会が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、協議会の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止します。

キ 参加表明書類提出日から委託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の参加は無効とします。

- (ア) 参加事業者が不渡手形又は、不渡小切手を出した場合
- (イ) 同一の参加事業者が複数の提案を行った場合
- (ウ) 同一事項に対し、二通り以上の書類が提出された場合
- (エ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (オ) 虚偽の内容が記載されている場合
- (カ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (キ) 著しく信義に反する行為があった場合

5 問い合わせ先及び書類等の提出先

池田町大野町学校給食センター協議会事務局（池田町大野町学校給食センター内）

住 所 揖斐郡池田町粕ヶ原2031番地の1

電 話 （0585）－35－5511

FAX （0585）－35－5512

E-mail school-lunch@town.gifu-ikeda.lg.jp